

# 児童手当の制度

項目	内容
対象こども	国内に住所を有する 高校生年代までのこども (18歳到達後の最初の3月31日まで)
所得制限	所得制限なし
手当月額	●3歳未満 第1子・第2子 : 15,000円 第3子以降 : 30,000円  ●3歳～高校生年代 第1子・第2子 : 10,000円 第3子以降 : 30,000円
支給月	年6回 (各前月までの2ヶ月分を支払) 10月・11月分…12月 12月・1月分…2月 2月・3月分…4月 4月・5月分…6月 6月・7月分…8月 8月・9月分…10月
多子加算 カウント方法	22歳年度末までのこども ※保護者の経済的負担が ある場合に限る

## 公務員の方へ

公務員の方は、勤務先が児童手当の手続き先です。  
今回の改正に伴う手続きは、町ではなく勤務先で行ってください。  
なお、手続きの時期等は、それぞれの勤務先へお問い合わせください。

お問い合わせは

中頓別町介護福祉センター「児童手当担当」窓口  
電話 : 01634 (6) 1995